# 令和３年度

# 定時総会議案書

日　　時　　令和３年４月１７日(土)

午後１時から

場　　所　　前橋テルサ　８階　けやき

## 群馬県行政書士会

## 前　橋　支　部

# 令和３年度　群馬県行政書士会前橋支部定時総会次第

日　　時　　令和3年4月17日（土）午後1時００分～午後5時００分

会　　場　　前橋テルサ　８階　けやき

## 《　次　　第　》

１．開　　会　　の　　こ　　と　　ば

２．物　故　会　員　に　対　し　黙　祷

３．支　　部　　長　　挨　　拶

４．議長選出（書記・議事録署名人指名）

５．議　　案　　審　　議

議案第１号　令和２年度事業報告（会員移動を含む）

議案第２号　令和２年度収支決算報告及び監査報告

議案第３号　令和３年度事業計画（案）

議案第４号　令和３年度収支予算（案）

議案第５号　役員の改選について

議案第６号　本会総会代議員の選出について

議案第７号　支部規則の一部改正について（案）

議案第８号　役員選出要領の一部改正について（案）

議案第９号　その他

６．閉　　会　　の　　こ　　と　　ば

**議案第１号**

# Ⅰ　令和２年度前橋支部事業実施の概要報告

前橋支部は、令和２年４月１８日（土）の定時総会の基本方針と事業計画の決定を受けて、具体的な事業実施について役員会・専門委員会などで協議し、会員皆様のご理解とご協力をいただき運営を進めてまいりました。

## １　前橋支部役員会の開催内容と事業の実施

支部役員会は、支部総会の方針と事業計画を受けて、組織体制の確認や当面する事業内容の審議決定など執行する課題、特にコロナ禍の対応方法等について協議して支部事業の実施を進めてきました。また、本会と連携する事業や課題についても審議してまいりましたがその概要は、下記のとおりです。

（１）第１回前橋支部役員会

・開催日　令和２年６月２９日（月）　　・会場　前橋市総合福祉会館

①　支部総会の質疑事項、質疑応答等の確認について
②　支部事業実施計画の協議と決定について
③　支部専門委員会の予定について
④　日政連について
⑤　本会報告について
⑥　その他　本会役員報告事項、コロナ対策等

（２）第２回前橋支部役員会

・開催日　令和２年８月２１日（金）　・会場　登利平本店

①　支部専門委員会事業の実施計画について
・親睦研修旅行（中止）、業務研修会、支部だより編纂等
②　行政書士特設無料相談会の開設について
③　関係官公署窓口業務指導連絡協議会の開催について
④　支部規則・役員選出要領の一部改正について
⑤　その他　本会役員報告事項、コロナ対策等

（３）第３回前橋支部役員会

・開催日　令和３年１月２９日（金）　・会場　登利平本店

①　各専門委員会の経過報告について
②　行政書士特設無料相談会の結果報告について
③　関係官公署窓口業務指導連絡協議会の結果報告について
④　令和３年度定時総会の開催について
⑤　支部総会に向けた役員会等の開催日程について
⑥　役員選出管理員会の選挙管理委員会の設置について
⑦　その他　本会役員報告事項、コロナ対策等

（４）第４回前橋支部役員会

・開催日　令和３年４月９日（金）　・会場　前橋市総合福祉会館

①　令和３年度定時総会へ提出する議案の検討　その他コロナ対策、本会役員報告事項等

## 2　正副支部長会議の開催と支部関係業務活動について

正副支部長の活動として、本会との連絡調整・支部諸行事（役員会・委員会・支部だより編集・業務研修・無料相談会・関係官公署窓口業務指導連絡協議会・広報月間の取り組み等）の準備と開催、関係官公署へ広報・PR活動、コロナ禍対応など支部運営に関する活動を行ってまいりました。

## 3　本会定時総会（オンライン会議）と代議員会議の中止

本会総会は　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ観点と会場施設の貸し出し中止の事情から、開催規模の縮小によりオンライン方式で実施されました。同様の事情により５月１２日（火）に予定していた前橋支部の代議員会についても中止といたしました。

## 4　行政書士制度広報月間と無料相談会の取り組み

毎年１０月の行政書士制度広報月間は、全国的な取り組みの中で本会の方針を受けた支部の取り組みとして支部特設無料相談会、月例相談の開催、関係官公署のPR活動等を行いました。

①支部特設無料相談会

・令和２年１０月９日（金）・前橋市総合福祉会館　13：30～16：30　相談員２０名

・事前予約制、事前のPR活動が功を奏し、多数の相談者が訪れました。相談２２件

②月例無料相談会（市役所と提携）・相談員３名・毎月第１月曜日・市役所市民相談室

※5月、6月、1月～3月はコロナ禍により中止。支部事務所の電話相談で対応しました。

③関係官公署PR活動

・令和２年１０月１２日（月）

・前橋市役所関係各課、支所、前橋合同庁舎、前橋警察署、前橋東警察署等２５か所

※令和３年１月の訪問はコロナ禍による官公署からの自粛要請を受け中止しました。

④※一日合同行政相談所派遣はコロナ禍により中止となりました。

## 5　関係官公署窓口業務指導連絡協議会の開催について

関係官公署との連携と交流を図ると共に、窓口業務が円滑に行われることを目的に、下記のとおり開催しました。

①　開催日　令和２年１１月１３日（金）

②　会　場　前橋市総合福祉会館

③　参加者　前橋市役所　・市民課・防災危機管理課・農政課・建築住宅課

・建築指導課　　支部会員　　２５名

④　関係担当職員から窓口業務の説明と制度改正等の取扱い上の指導を受けました。

・罹災証明書について他自治体との様式統一、市防災訓練時の参加要望を行いました。

・市民課のおくやみ相談窓口へ支部パンフレットの定置を協議し、１２月～実施しました。

・市街化調整区域における立地規制（都市計画法第３４条）の注意説明を受けました。

## 6　各専門委員会の事業と報告

定時総会の方針と役員会の決定を受けて、下記の専門委員会で実施方法等の協議を行い、会員皆様のご意見を参考にしながら委員を中心に協議して事業を行いました。

（１）広報委員会　…　笛木　昭彦　委員長

①　委員を中心に広く会員の参加をいただくため取り組み、支部だより「まえばし」第２７号を発行し、全会員配布と１２支部へ交流配布を行いました。

②　ホームページhttps://gyoseisyoshi-maebashi.com/については、今後も会員皆様のご意見をいた

だき、適宜内容を充実させていきます。

（２）業務研修委員会　…　江口　安美　委員長

支部として、日常の業務に活かせる内容を検討し、下記の研修を実施しました。

①　第１回前橋支部業務研修会

・実施日　令和２年１０月２３日（金）　・会場　前橋市総合福祉会館

・研修科目　遺言作成支援業務「自筆証書遺言保管制度」

・講師　沼田支部　支部長　戸丸　和夫　様

・参加者　講師・支部会員　２６名

②　第２回前橋支部業務研修会はコロナ禍により中止

③　新入会員交流会はコロナ禍により次年度へ延期

（３）親睦等事業推進委員会　…　大橋　正機　委員長

（コロナ禍により中止）

（４）役員選挙管理員会

①　第1回選挙管理委員会　　委員５名への委嘱式と委員長互選

令和３年２月１２日（金）　・会場　コメダ珈琲住吉店

◎（委員長）岩村敏明　岡本芳行　田中光重　定形之義　女屋喜久司

以下順次委員会が開催されました。

②　第２回選挙管理委員会　　委員長の辞任による互選、選挙日程発送・告示掲示

令和３年３月２２日（月）　・会場　車庫証明申請合同受託事務所

◎（委員長）定形之義　岡本芳行　田中光重　女屋喜久司

## ７　本会・他支部・他士業等との交流と親睦

本会との連携、他支部との支部会報の交換・課題別の意見交換・協議・親睦交流について、研修会講師・支部長会・ゴルフ大会、士業兼務会員などを通じて適宜行ってまいりました。

## ８　その他

①　勉強会を継続開催し、自主的・任意参加で行政書士業務の事例発表・最新情報をもとに討論形式・講義形式で行いました。

第１回　７月３１日（金）「事業承継対策の支援について」

講師　群馬県産業支援機構　事務局長　森村尚之　様　　参加者１５名

第２回　９月２４日（木）「他士業との業際について」

講師　岩村敏明　会員　　参加者１０名

※第３回～第５回はコロナ禍により中止

②　支部運営に関する会員からのご意見を広くお聞かせいただくことを目的に「目安箱」を設置しており、支部だよりにこのご案内を掲載しています。

③　会員が業務を行う際、疑問点等について相談できるよう支部会員（業務別精通者）の相談先「業務相談先一覧」を作成し、支部だより・ＨＰに掲載しています。

④　平成２９年２月３日前橋市と提携した「災害時における被災者支援等の協力に関する協定」を受け、支部だより№２７で「登録協力員」を募集、３７名が登録されました。

⑤　前橋市の市民課と協議し、１１月２日から開設された7番窓口（おくやみ相談）に１２月から前橋支部のパンフレットが定置されました。

⑥　障がい者、高齢者への行政書士無料相談の利用案内として各団体宛へご案内をしました。

前橋市聴覚障害者福祉協会/前橋市視覚障害者団体連合会/前橋市老人クラブ連合会

⑦　令和３年２月、一時支援金の登録確認機関として支部長・本会役員等が登録されました。

## Ⅱ　令和２年度会員の移動状況について

# 会員異動状況調

### 前橋支部

前年度末　２５２名　及び　１法人

| 入退会月 | 入会者（支部変更含） | 退会者（支部変更含） | 備　考 |
|---|---|---|---|
| ４月 | 桑原　　靖（入） | | |
| | | 木暮　創一（亡） | R2.4.8亡 |
| | 倉賀野　実（変） | | |
| ５月 | 角田　和也（入） | | |
| | 小沼　俊彦（入） | | |
| | 石原　　悟（入） | | |
| ６月 | | | |
| ７月 | 石原　　栄（入） | | |
| | 吉池　憲之（入） | | |
| | | 大橋　真美（廃） | |
| ８月 | 唐澤　義直（入） | | |
| | 井田　峻介（変） | | |
| ９月 | 行政書士法人 One - Vision | | R2.9.28法人成立 |
| １０月 | | | |
| １１月 | 鈴木　正治（入） | | |
| | 松下　　学（入） | | |
| １２月 | 横田　幸雄（入） | | |
| １月 | | 武井　秀雄（亡） | R3.1.19亡 |
| | | 小野里　等（亡） | R3.1.26亡 |
| ２月 | 髙橋　章郎（入） | | |
| | 武井　康人（入） | | |
| | | 川端　亮達（廃） | |
| ３月 | | 関口　一成（廃） | |
| | | 山田　尚彦（廃） | |
| | | 斉藤安紀子（廃） | |
| ３月末人数 | ２５８名　及び　２法人 | | |

議案第２号

# 令和２年度収支決算報告書

自　令和 ２年４月 １ 日
至　令和 ３年３月31日

## 【収入の部】

（単位：円）

| 科　　目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 比　較<br>（増・△減） | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| １．本会交付金 | 2,453,000 | 2,534,400 | 81,400 | |
| (1) 基本交付金 | 50,000 | 50,000 | 0 | 全支部一律交付金 |
| (2) 普通交付金 | 2,277,000 | 2,351,900 | 74,900 | 本会会費納入済額の１５％ |
| (3) 事業交付金 | 126,000 | 132,500 | 6,500 | 無料相談会、事務所調査、研修 |
| ２．雑　収　入 | 188,004 | 10,008 | △ 177,996 | |
| (1) 寄　付　金 | 40,000 | 10,000 | △ 30,000 | 友好支部からの祝金等 |
| (2) 受取利子 | 4 | 8 | 4 | |
| (3) 旅行参加者負担金等 | 148,000 | 0 | △ 148,000 | 旅行参加者負担金等 |
| ３．前期繰越金 | 543,640 | 543,640 | 0 | |
| (1) 前期繰越金 | 543,640 | 543,640 | 0 | |
| 収　入　合　計 | 3,184,644 | 3,088,048 | △ 96,596 | |

## 【支出の部】

（単位：円）

| 科　　目 | 予算額 | 決算額 | 比較（増・△減） | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| 1．会　議　費 | 575,000 | 408,101 | △ 166,899 | |
| (1) 総　会　費 | 275,000 | 200,074 | △ 74,926 | 総会 |
| (2) 役員会費 | 300,000 | 208,027 | △ 91,973 | 支部役員会 |
| 2．事　業　費 | 625,000 | 35,893 | △ 589,107 | |
| (1) 研修会費 | 175,000 | 32,171 | △ 142,829 | 会員業務研修、勉強会 |
| (2) 親睦会費 | 400,000 | 0 | △ 400,000 | 視察研修、親睦旅行 |
| (3) 窓口協議会費 | 50,000 | 3,722 | △ 46,278 | 行政窓口円滑促進 |
| 3．事　務　費 | 1,340,000 | 1,210,074 | △ 129,926 | |
| (1) 役員弁償費 | 860,000 | 790,000 | △ 70,000 | 役員手当、実費弁償 |
| (2) 通　信　費 | 50,000 | 12,000 | △ 38,000 | 電話料、郵送料 |
| (3) 印　刷　費 | 300,000 | 267,670 | △ 32,330 | 会議資料印刷、支部だより |
| (4) 事務所費 | 120,000 | 120,000 | 0 | 支部事務所借上料 |
| (5) 消耗品費 | 10,000 | 20,404 | 10,404 | 事務用品等購入 |
| 4．雑　　費 | 400,000 | 167,638 | △ 232,362 | |
| (1) 交　際　費 | 50,000 | 0 | △ 50,000 | 他支部、他士業会との友好交流 |
| (2) 慶　弔　費 | 150,000 | 43,500 | △ 106,500 | 会員及び家族慶弔 |
| (3) 雑　　費 | 100,000 | 24,138 | △ 75,862 | その他、前項目以外の経費等 |
| (4) 助　成　金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 前橋車庫証明センター助成 |
| 5．予　備　費 | 244,644 | 0 | △ 244,644 | |
| (1) 予　備　費 | 244,644 | 0 | △ 244,644 | |
| 支　出　計 | 3,184,644 | 1,821,706 | △ 1,362,938 | |
| 次期繰越金 | | 1,266,342 | 1,266,342 | |
| 支　出　合　計 | 3,184,644 | 3,088,048 | △ 96,596 | |

## 【備品目録】

| 品　　名 | 形状寸法等 | 数　量 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 書箱 | 880×575×380 | 1 | 支部事務所保管 |
| 手提金庫 | 196×256×168 | 1 | 〃 |
| シャッター付書庫 | 419×505×357 | 1 | 〃 |
| 支部関係印 | | 一式 | 〃 |
| 事務用椅子 | | 4 | 〃 |
| 電話機 | SHARP　UX-D56CL | 1 | 〃（FAX付） |

上記のとおり報告いたします。

令和３年４月５日

群馬県行政書士会　前橋支部
支部長　　和久井　政夫

上記令和２年度決算の監査を求めます。

令和３年４月５日

群馬県行政書士会　前橋支部
支部長　　和久井　政夫

# 監　査　報　告

令和3年4月5日、令和2年度決算監査を実施し、相違ないことを認めます。

令和３年４月１７日

監　事　　田　中　　國　夫

監　事　　堀　越　　義　幸

**議案第３号**

# 令和３年度事業計画（案）

**（基本方針）**

改正行政書士法の施行及び７０周年を契機に法の目的・倫理綱領を再確認し、
行政関連業務の『オンライン・デジタル化』『押印廃止・脱ハンコ化と電子認証化』
『ＳＤＧｓの推進活動』など新たな社会環境の変化を意識した活動に取り組みます。

世界的規模で拡大している新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立たない状況にあり、この影響として我が国は各種感染防止対策に伴う新しい社会生活様式や経済活動の各種自粛要請から官民含めたデジタル化、テレワーク化などオンラインを活用した多様性のある働き方への急速な変化が認められます。
令和３年度はこのような急速な変化に遅れることなく取り組むとともに、前橋支部会員の相互の親睦融和と協調を図りながら、会員の秩序と品位の保持を確立し、業務技能の向上、職域確保の促進と支部の発展強化に向けて次の各事業を重点に実施いたします。

## １　支部として各種事業を実施するための専門委員会の活動

支部運営に会員の意見を生かすとともに各種事業を有意義に実施し、上記の目的を達成するため、組織内機関として定着している常設専門委員会を中心に実施いたします。
なお、コロナ禍が不透明な中でありその都度適切な判断を行いながら実施いたします。

（１）広報委員会

① 行政書士制度や業務の周知とPR活動を行い、支部としての役割を担うと共に本会と連携した広報月間において必要な取組みを実施いたします。
② 本年の「支部だより・２８号（予定）」を充実したものとします。
・支部行事の予定、結果の報告等についてはできるだけ詳しく掲載します。
・「会員のひろば」についても、広く皆さんの投稿を募ります。
・会員の皆様から記事・投稿を募ります。
③ 支部ホームページ情報を充実いたします。https://gyoseisyoshi-maebashi.com/
・より活用しやすいものにするため皆さんからご意見を募ります。
・支部長からお知らせする情報は随時掲載いたします。

（２）業務研修委員会

会員の業務技能の向上と実務に生かすため、下記の研修会を計画し実施いたします。
なお、コロナ禍を踏まえ必要に応じＺｏｏｍ・動画配信などの遠隔実施手法も検討し、テーマ等は委員会において実践的な方法を検討しながら実施いたします。

① 第1回業務研修会
・日時　令和３年１０月頃
・会場　前橋市総合福祉会館
② 新入会員交流会
・日時　令和３年１２月頃
・会場　未定
③ 第2回業務研修会
・日時　令和４年２月頃
・会場　前橋市総合福祉会館

（３）親睦等事業推進委員会

① 支部会員の親睦と融和並びに交流を図るための事業として、研修旅行を実施いたします。

② 計画内容・実施時期など、会員皆様のご意見を募り今後の計画に生かします。

③ コロナ禍を考慮し、旅行不可の場合は、他に多くの支部会員の参加をいただける新たな行事を視野に協議しながら企画いたします。

（４）法務委員会

本年６月４日施行の改正行政書士法の施行により、これまで以上に期待を寄せられることを踏まえ、改めて「行政書士倫理綱領」遵守の立場に立って、支部の円滑な運営することとし、必要に応じて設置いたします。

## ２　行政書士業務・職務のＰＲと取組み

本年度も、引続き一般市民に行政書士制度の理解と利用拡大を得るための運動を進め、職域の確保と促進に努めます。また、本会等と連携しPR月間を有効に生かします。

① 本会及び関係機関の開催する無料相談会等の諸事業への積極的な参加

② 前橋市の会場協力を得て、支部独自の特設行政書士無料相談会の周知と開催

③ 「広報まえばし」や「上毛新聞」への実施内容などの掲載依頼

④ 関係官公署・各種団体（障害者・高齢者・外国人等）へのPR活動の実施

⑤ 広報委員会を中心とした日常業務についての広報・PR活動の企画と実施

⑥ デジタル化の普及による広報活動・その他業務活動の検討

⑦ 教育現場と協調した法教育の研究

## ３　他士業等との連携と交流

各支部及び他士業等との業務上の連携を強化し、支部・連携各団体相互の発展を図るための各種取組みに努めます。

## ４　業務関連官公署等との関係強化の取組み

官公署との「窓口業務指導連絡協議会」や関係機関への日常的な訪問等を通して関係の強化と相互協力により、行政手続き業務の信頼と協力体制の構築を推進いたします。

（１）窓口業務指導連絡協議会の実施

前橋市役所の関係窓口を中心とする連絡協議会を相互理解の中で実施いたします。

行政のデジタル化、押印廃止など手続き業務の改善に協力し、意見交換・要望などを通じながら進めます。

（２）各種団体との交流と連携

前橋商工会議所・中小企業団体中央会・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター・本会協定金融機関ほか友好団体との交流を積極的に進めながら相互理解に努めると共に業務前進に寄与するための取組みを行います。

## ５　会員相互の融和と親睦事業及び業務提携実施の推進

支部会員の相互の融和を図り、交流と業務協力に生かすためゴルフ大会などの親睦事業の推進、また会員同士の業務上の規模を問わない研究会や勉強会を通じて業務の連携や業務の推進を行います。

## ６　車庫証明センターの活用と有効利用

前橋市下石倉町３１番地１１

群馬県行政書士会車庫証明申請等業務取扱規則第３条による「車庫証明申請等業務合同受託事務所」

支部活動に関する小規模会議・事務作業や打合せ等の場として、気軽に会員が使用可能のため引き続き有効に利活用いたします。

**議案第４号**

# 令和３年度収支予算（案）

自　令和 3年4月 1 日
至　令和 4年3月31日

## 【収入の部】

（単位：円）

| 科　　目 | ３年度予算額 | ２年度決算額 | 比　較<br>（増・△減） | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| １．本会交付金 | 2,471,000 | 2,534,400 | △ 63,400 | |
| (1) 基本交付金 | 50,000 | 50,000 | 0 | 全支部一律交付金 |
| (2) 普通交付金 | 2,295,000 | 2,351,900 | △ 56,900 | 本会会費納入済額の１５％ |
| (3) 事業交付金 | 126,000 | 132,500 | △ 6,500 | 無料相談会、事務所調査、研修 |
| ２．雑　収　入 | 188,004 | 10,008 | 177,996 | |
| (1) 寄　付　金 | 40,000 | 10,000 | 30,000 | 友好支部等からの祝金等 |
| (2) 受取利子 | 4 | 8 | △ 4 | |
| (3) 旅行参加者負担金等 | 148,000 | 0 | 148,000 | 旅行参加者負担金等 |
| ３．前期繰越金 | 1,266,342 | 543,640 | 722,702 | |
| (1) 前期繰越金 | 1,266,342 | 543,640 | 722,702 | |
| 収　入　合　計 | 3,925,346 | 3,088,048 | 837,298 | |

## 【支出の部】

（単位：円）

| 科　　目 | ３年度予算額 | ２年度決算額 | 比　較<br>（増・△減） | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| １．会　議　費 | 670,000 | 408,101 | 261,899 | |
| (1) 総　会　費 | 350,000 | 200,074 | 149,926 | 総会 |
| (2) 役 員 会 費 | 320,000 | 208,027 | 111,973 | 支部役員会 |
| ２．事　業　費 | 550,000 | 35,893 | 514,107 | |
| (1) 研 修 会 費 | 100,000 | 32,171 | 67,829 | 会員業務研修、勉強会 |
| (2) 親 睦 会 費 | 400,000 | 0 | 400,000 | 視察研修、親睦旅行 |
| (3) 窓口協議会費 | 50,000 | 3,722 | 46,278 | 行政窓口円滑促進 |
| ３．事　務　費 | 1,380,000 | 1,210,074 | 169,926 | |
| (1) 役員弁償費 | 880,000 | 790,000 | 90,000 | 役員手当、実費弁償 |
| (2) 通　信　費 | 50,000 | 12,000 | 38,000 | 電話料、郵送料 |
| (3) 印　刷　費 | 300,000 | 267,670 | 32,330 | 会議資料印刷、支部だより等 |
| (4) 事 務 所 費 | 120,000 | 120,000 | 0 | 支部事務所借上料 |
| (5) 消 耗 品 費 | 30,000 | 20,404 | 9,596 | 事務用品等購入 |
| ４．雑　　費 | 400,000 | 167,638 | 232,362 | |
| (1) 交　際　費 | 50,000 | 0 | 50,000 | 他支部、他土業会との友好交流 |
| (2) 慶　弔　費 | 150,000 | 43,500 | 106,500 | 会員及び家族慶弔 |
| (3) 雑　　費 | 100,000 | 24,138 | 75,862 | その他前項目以外の経費等 |
| (4) 助　成　金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 前橋車庫証明センター助成 |
| ５．予　備　費 | 925,346 | 0 | 925,346 | |
| (1) 予　備　費 | 925,346 | 0 | 925,346 | |
| 支　　出　　計 | 3,925,346 | 1,821,706 | 2,103,640 | |
| 次 期 繰 越 金 | | 1,266,342 | △1,266,342 | |
| 支　出　合　計 | 3,925,346 | 3,088,048 | 837,298 | |

**議案第５号**

## 役員の選出について

**議案第６号**

## 本会総会代議員の選出について

**議案第７号**

# 群馬県行政書士会前橋支部規則の一部改正について（案）

群馬県行政書士会前橋支部規則の一部を下記のとおり改正したいので同規則第１３条第１項第二号にもとづき承認を求めます。

令和３年４月１７日

群馬県行政書士会前橋支部
支部長　和久井　政夫

記

**１　改正内容**

第３条中、「本会との連絡調整」を「本会と会員との連絡調整」に、第４条第１項第七号中、「講演」を「講演会」に、第５条中、「所在地」を「事務所」に、「支部規則第2条」を「本会会則施行規則第２３条」改める。第１０条に新たに「（本会代議員を含む。以下同じ。）」を加え、第２０条中、「１名」を「２名」に改める。その他、条文の整理を行う。

**２　提案理由**

現行規則の見直しを行った結果、所要部分の整合などについて改正の必要がありますので改正を提案いたします。なお、該当箇所は別紙１群馬県行政書士会前橋支部規則新旧対照表（案）備考欄記載のとおりです。

**３　改正時期**

令和３年定時総会の終了時より施行する。

別添１

# 群馬県行政書士会前橋支部規則新旧対照表（案）

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|---|---|
| （組　織）<br>第２条　支部は、群馬県行政書士会（以下「本会」という。）会則第 45 条第３項**の**規定により、当支部に所属する本会個人会員及び法人会員（以下「支部会員」という。）をもって組織する。 | （組　織）<br>第２条　支部は、群馬県行政書士会（以下「本会」という。）会則第 45 条第３項のの規定により、当支部に所属する本会個人会員及び法人会員（以下「支部会員」という。）をもって組織する。 | 重複文字の削除 |
| （目　的）<br>第３条　支部は、会員の品位を保持し、業務を改善し、本会と**会員と**の連絡調整を図ることを目的とする。 | （目　的）<br>第３条　支部は、会員の品位を保持し、義務を改善し、本会との連絡調整を図ることを目的とする | 本会支部規則準則との整合 |
| （事　業）<br>第４条　支部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。<br>七　講演**会**、講習会等の開催に関する事項 | （事　業）<br>第４条　支部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。<br>七　講演、講習会等の開催に関する事項 | 文面の整合 |
| （事務所の所在地）<br>第５条　支部の**事務所**は、**本会会則施行規則第２３条**に規定する区域内に置く。 | （事務所の所在地）<br>第５条　支部の所在地は、支部規則第２条に規定する区域内に置く。 | 見出しと文の整合、区域を定める根拠を本会施行規則に改正 |
| （役員の任期）<br>第 10 条　役員**（本会代議員を含む。以下同じ。）**の任期は、就任後の第２回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任されることができる。 | （役員の任期）<br>第 10 条　役員の任期は、就任後の第２回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任されることができる。 | 代議員任期根拠の明示 |
| （議事録）<br>第20条　支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。<br>２　前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員<br>２人が署名押印しなければならない。 | （議事録）<br>第20条　支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。<br>２　前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員<br>１人が署名押印しなければならない。 | 現状人数との整合 |

| 新 | 旧 | 備考欄 |
| --- | --- | --- |
| **（班　長）**<br>第21条**の**2　支部長は、会員相互の連絡及び支部の強化を図るため班長を置くことができる。 | 第21条ノ2　支部長は、会員相互の連絡及び支部の強化を図るため班長を置くことができる。 | 見出しの追加、カタカナをひらがなに変換 |
| **（会計年度）**<br>第22条　会計年度は、**毎年**4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 | **（会計年度）**<br>第22条　会計年度は、まいねん4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 | ひらがなを漢字に変換 |
| **（帳簿の備付け）**<br>第24条　支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常に収入及び支出の状況を明らかにしておかなければ**ばならない。** | **（帳簿の備付け）**<br>第24条　支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常に収入及び支出の状況を明らかにしておかなければばならない。 | 重複文字の削除 |
| **（補　則）**<br>第32条　この規則に定めのないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。 | 第32条　この規則に定めのないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。 | 見出しの追加 |
| **（略）第4条、第6条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第21条、第23条、第25条、第27条、第31条、第32条、附則** | （略）第4条、第6条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第21条、第23条、第25条、第27条、第31条、第32条、附則 | 見出し・条・項・号・附則の番号・文章句読点等の整理 |
| **附則**<br>この規則は、令和3年4月17日から施行する。 | | |

**議案第８号**

# 群馬県行政書士会前橋支部役員選出要領の一部改正について（案）

群馬県行政書士会前橋支部役員選出要領の一部を下記のとおり改正したいので同規則第１３条第１項第二号にもとづき承認を求めます。

令和３年４月１７日

群馬県行政書士会前橋支部
支部長　和久井　政夫

記

**１　改正内容**

第７条見出し中、「専」を「選」に、第１１条中、「立候補者の届出がないとき」を「おいて立候補が無いとき又は不足の場合」に、第12条全文、「立候補届出のない役員選挙については、選挙管理委員会委員が推薦委員会委員を兼任する。」を「前条の推薦委員会委員は、選挙管理委員会委員が兼任する。」に改める。

**２　提案理由**

第７条は、文面の整理、第１１条及び第１２条は、現行「役員選挙に立候補者の届出がないとき」と規定されていますが、第２条第六号においては「立候補が無いとき又は不足の場合」に「推薦委員会により推薦」とあるので、関連する条文の整合性を取る必要がありますので改正を提案いたします。

なお、該当箇所は別紙２群馬県行政書士会前橋支部役員選出要領新旧対照表（案）のとおりです。

**３　改正時期**

令和３年定時総会の終了時より施行する。

別紙２

# 群馬県行政書士会前橋支部役員選出要領新旧対照表（案）

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|---|---|
| （選挙管理委員会委員の選任）<br>第７条　委員会の委員は、役員選挙の行われる前年度の支部幹事の中から選出し、支部長が委嘱する。<br>２　委員は、役員選挙に立候補することが出来ない。<br>３　委員の数は、５名以内とする。<br>４　委員長は、委員による互選とする。 | （選挙管理委員会委員の専任）<br>第７条　委員会の委員は、役員選挙の行われる前年度の支部幹事の中から選出し、支部長が委嘱する。<br>２　委員は、役員選挙に立候補することが出来ない。<br>３　委員の数は、５名以内とする。<br>４　委員長は、委員による互選とする。 | 文字修正 |
| （推薦委員会）<br>第11条　役員選挙に**おいて立候補が無いとき又は不足の場合**は、当該役員を選考するための推薦委員会を設置する。 | （推薦委員会）<br>第11条　役員選挙に立候補者の届出がないときは、当該役員を選考するための推薦委員会を設置する。 | 第２条六号と整合 |
| （推薦委員会の構成）<br>第12条　**前条の推薦委員会委員は、選挙管理委員会委員が兼任する。** | （推薦委員会の構成）<br>第12条　立候補届出のない役員選挙については、選挙管理委員会委員が推薦委員会委員を兼任する。 | 第11条と整合 |
| 附則<br>３　この要領は、令和３年４月17日の支部総会終了後変更する。 | | |

**議案第９号**

# その他